

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月29日
【会社名】	株式会社ミスターマックス（商号 株式会社MrMax）
【英訳名】	MR MAX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野 能章
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	092(623)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 末國 伸一
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	092(623)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 末國 伸一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号）

1【提出理由】

平成29年5月26日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円といたします。

なお、この場合の配当総額は、464,778,594円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月29日といたします。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

平成29年9月1日をもって持株会社に移行するため、当社の営む事業のうち、小売事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割の方法により承継するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

変更の理由

平成29年9月1日をもって、これまでの体制から持株会社（同日付で「株式会社ミスターマックス・ホールディングス」へ商号変更）へ移行いたします。これに伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、平成29年9月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、現行定款第22条（取締役の任期）を2年から1年に変更するものであります。

第4号議案 取締役8名選任の件

平野能章、小田康徳、中野英一、内座優典、吉田康彦、宮崎隆、家永由佳里、西村豊氏の8名を取締役に選任するものであります。なお、家永由佳里氏と西村豊氏は社外取締役となります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

渡邊洋祐、末國伸一氏の2名を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬等額改定の件

報酬制度等について所要の見直しを行い、賞与相当額を報酬等額内で支給することとし、月額で記載されている報酬額を年額表示に変更するとともに、取締役の報酬等額を「年額20,400万円以内（うち社外取締役分は1,500万円以内）」と、監査役の報酬等額を「年額3,000万円以内」とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	273,267	111	-	（注）1	可決 98.47%
第2号議案	273,070	291	-	（注）2	可決 98.40%
第3号議案	273,071	307	-	（注）2	可決 98.40%

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案					
平野 能章	273,081	297	-	(注)1	可決 98.41%
小田 康徳	273,158	220	-		可決 98.43%
中野 英一	273,154	224	-		可決 98.43%
内座 優典	273,158	220	-		可決 98.43%
吉田 康彦	273,158	220	-		可決 98.43%
宮崎 隆	273,201	177	-		可決 98.45%
家永 由佳里	273,113	265	-		可決 98.42%
西村 豊	273,034	344	-		可決 98.39%
第5号議案					
渡邊 洋祐	270,393	2,975	-	(注)1	可決 97.44%
末國 伸一	273,160	208	-		可決 98.43%
第6号議案	273,082	296	-	(注)1	可決 98.41%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上